

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十九日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第三号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年広島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「教頭」の下に「主幹教諭、指導教諭」を加え、同項第二号中「担任する教諭」を「担任する主幹教諭、指導教諭、教諭」に改め、同条第二項中「担任をしない教諭」を「担任をしない主幹教諭、指導教諭、教諭」に改める。

第三条第二号中「教頭」の下に「主幹教諭、指導教諭」を加える。

第五条第一号中「地域事務所」を「厚生環境事務所」に改める。

第六条中「病院、地域事務所」を「厚生環境事務所」に、「家畜保健衛生所」を「畜産事務所」に改める。

第七条第一号中「病院、地域事務所」を「厚生環境事務所」に改め、同条第二号中「保健師」の下に「及び看護師」を加える。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十一年四月一日から施行する。